

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 愛信会

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施期間

目標1:管理職(課長級以上)に占める女性の割合を20%以上及び役職者(主任クラス以上)に占める女性の割合を40%以上にする

取り組み内容(令和3年4月から)

- ① キャリアパス制度の策定・人事評価制度の運用により公平・公正な処遇を行う
- ② 中堅職員(主任・リーダー等)の職員を対象とした管理者研修、育成面接を毎年1回以上定期的実施し、次世代リーダーを育成する

目標2:育児休業の取得促進及び育児短時間制度の利用促進に努め、子育てを行う女性職員が就業を継続し活躍できるよう雇用環境を整備する

取り組み内容

- 令和3年4月1日～ 育児休業、育児短時間、有給休暇等の取得状況について実態を把握する。取得促進に向けて施設長会議を中心に検討する
- 計画期間内に育児休業等の取得率を以下の水準以上にする
 - ◇女性職員育児休業:取得率100%を維持する
 - ◇男性職員育児休業:取得率を7%以上

目標3:妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保

取り組み内容(平成30年1月から継続)

- ① 職員に対する産前産後休暇・育児休業制度の周知
- ② 不規則な勤務の割合を減らし、体調の安定を図る。
- ③ 男性職員の比率を増やすことで女性職員が安心して休暇を取得できる環境を整える。